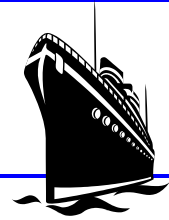


## MSI Marine News

トピックス

海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine\_navi/)

## 関税定率法の現状と今後の展望

国際物流の多様化に伴い、積み地から直接日本に輸入するケース以外に、第三国を経由した輸入も増えています。そのため、関税制度の正確な適用が難しい場面が散見されるようになりました。一方、その関税制度の一部を定める「関税定率法」の関税評価の法令規定は、32年間改正されていません。このような状況をふまえ、財務省は関税定率法の改正を検討開始しました。今回は、関税定率法についてご紹介します。

## 1. 関税定率法とは

1981年に整備された関税定率法は、日本における関税制度の基本となる法律で、関税率・課税標準・減免などの関税額の計算（関税評価）に関する規定です。関税定率法は「水際取締り(違法輸入の防止)」「国内品を守る(相殺関税)」「不当な貿易対策(報復関税)」などの役割があり、国際物流の円滑化に欠かせないものとなっています。関税率は右図のように、一般税率と簡易税率に分類され、それぞれ細かく分類されます。基本税率は、特別な取扱いがない場合に適用され、実行関税率表にて輸入品目ごとに番号で分類されています。10万円以下の少額輸入貨物については簡易税率を適用します。なお、同じく関税制度の基本となる法として関税法もありますが、こちらは関税の納付・徴収などの手続きを規定しています。関税法は枠組、関税定率法は詳細のように位置づけられるものと考えられます。

関税率		
一般税率		簡易税率
固定税率	協定税率	少額貨物に対する税率 携行品・別送品に対する税率
・基本税率		
・暫定税率		
・特惠税率		

## 2. 過去の関税評価以外の改正事例

関税定率法のうち、関税評価の法令規定は32年間改正されていないものの、その他規定に関しては必要に応じて改正されてきました。以下に具体的な事例を2つご紹介します。

## 個人輸入品の関税払戻し可能に

「黒スーツを注文したが茶スーツが届いた」場合、契約内容と相違するため、支払った関税が返金されますが、「色やサイズが予想と異なった」場合など個人的な不満による返品では、関税が払い戻されません。しかし、2000年の改正によって、後者でも関税の払い戻しが可能になり、払い損が解消されました。

## 模倣品の追放

意匠権や商標権が未登録の商品<\*>は法的に模倣品の差し止めは不可能でしたが、2004年の改正により、知名度を条件に差し止めができるようになりました。結果、特許侵害の防止、知的財産権の保護が可能になりました。

<\*>特許庁での登録には手間や費用がかかるため、低価格品（玩具・衣類等）には未登録のものが多く。

## 3. 今回の改正案

冒頭のとおり、貨物輸入の形態の複雑化に伴い、関税評価の法令規定の改正が迫られています。財務省では3回にわたりワーキンググループを開催し、法令規定の語句表現の修正や、計算誤り・書類不備を防ぐための改正などを通して、課税要件の明確化を検討する予定です。

現在、輸入手続は右図のように行われており、輸入関税はCIF価格（CIF条件下での貿易取引の価格）に関税率を乗じて算出しますが、今後、計算方法をはじめとする輸入手続きの簡素化が期待されます。

